

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 20 回 法務

プラスチック税(使い捨てプラスチック基金法)の導入

2023 年 8 月

はじめに

ドイツ連邦議会は 2023 年 5 月 11 日、「使い捨てプラスチック基金法 (EWKFondsG)」の導入を可決しました¹。これにより、使い捨てプラスチック製品の使用が減少することが期待されています。メーカーだけでなく、販売業者や輸入業者等も対応を検討する必要があります。

※ 本稿は、Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) が作成したものを、和訳・編集したものです。原文 (ドイツ語) は [こちら](#) をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 基金の目的と対象事業者
- ・ 導入スケジュール
- ・ 対象製品と賦課金額
- ・ ペナルティ
- ・ さいごに

背景

「欧州グリーンディール」に従い、欧州委員会は 2050 年までに気候変動中立を実現し、持続可能な方法で経済成長を実現するための対策パッケージを策定しています。このパッケージには、温室効果ガス排出量の削減や脱炭素などの項目だけではなく、再利用可能な製品に対するインセンティブや、環境に有害な使い捨て製品に対する代替措置を提供することも含まれています。

これに関連して 2019 年 6 月 5 日、欧州議会により「特定のプラスチック製品による環境への影響の低減に関する EU 指令」 (Directive (EU) 2019/904) が公布され、さらにこの指令のドイツ国内法として、EWKFondsG の導入が可決されました。

¹ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2023/124/VO.html>

基金の目的と対象事業者

EWKFondsG の導入に伴い、使い捨てプラスチック製品の回収・廃棄処理のための、新たな基金が設立されます。基金によって、以下の費用をまかなうことが想定されています。

- プラスチックごみ回収費用
- 清掃費
- 認知・啓蒙のための費用
- データ収集・送信費²
- 運営費用

基金に対する賦課金の拠出が求められる事業者には、使い捨てプラスチック製品の製造業者だけでなく、使い捨てプラスチック製品を初めて国内市場に投入する以下のような事業者も含まれます。

- 充てん業者
- 販売業者
- 輸入業者

ドイツに本拠地を置かない事業者が使い捨てプラスチック製品をドイツ国内市場に投入した場合も、通常、賦課金の対象となります。

対象事業者は賦課金支払の義務を果たすため、連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省 (BMUV) に登録する必要があります。

また、電子マーケットプレイスの運営者やフルフィルメントサービスプロバイダー³は、賦課金拠出の対象となる事業者が本法律に基づく登録義務を果たしていない場合、当該事業者に対し、使い捨てプラスチック製品の販売の機会や、梱包、出荷等のサービスを提供してはならないとされています。

導入スケジュール

使い捨てプラスチック製品に対する賦課金は、2024年1月1日から適用されます。

申告は暦年で、毎年5月15日までに、前年分の申告を BMUV に対して行う必要があります。BMUV は事業者からの申告に基づいて、賦課金支払いの基礎となる査定書を発行します。賦課金の支払い期限は、査定書受領後1ヶ月です。

² 使い捨てプラスチックごみの収集及び処分に関するデータの収集及び送信に係るコスト（次頁参照）。

³ 使い捨てプラスチック製品の倉庫保管、梱包、出荷等に関連する業務を提供する事業者（EWKFondsG 第3条8項より）。

対象製品と賦課金額

EWKFondsG の報告対象企業は、自社の基本情報に加えて、前年に初めて市場で入手または販売された使い捨てプラスチック製品に関する取引データ（プラスチック製品の種類ごとの質量等）を BMUV に申告する必要があります。

報告対象の使い捨てプラスチック製品は、「全体または一部がプラスチックで作られた製品で、再充てんのために製造業者または販売業者に返却されるか、製造されたときと同じ目的で再利用されることによって、その耐用年数の間に複数の製品サイクルを経るよう設計、開発、販売されていないもの」と定義されており、次のものが含まれます。

- 店内飲食および持ち帰り用の食品容器
- 食品包装用の袋やフィルム
- 充填量が 3 リットルまでの飲料用容器
- 飲料用カップとふた
- ポリ袋
- ウェットティッシュ
- 風船
- フィルター付きタバコ
- 花火（2026 年から）

賦課金の額は次のように計算されます。

製品タイプ別の質量 (kg) × 単位レート

単位レートは 2023 年 12 月 31 日までに決定される予定です。

BMUV への報告は、包装法に規定されている登録専門家、または同法によって登録された監査人、税務コンサルタントによって検証・確認されなければならないと規定されています⁴。

ペナルティ

EWKFondsG に関する登録、申告、その他の義務を怠った場合、最大 10 万ユーロの罰金が課されます。

⁴ 前年の対象プラスチック製品の投入量が 100kg 未満の事業者を除く（EWKFondsG 第 11 条参照）。

さいごに

事業者は早期に EWGFondsG に基づく報告義務の有無を確認し、報告義務がある場合は、そのための内部プロセスを構築する必要があります。BMUV は近い将来、対応する問い合わせ窓口を設置する予定ですが、報告対象期間は 2024 年 1 月 1 日から始まるため、準備のための期間は限られています。当社では BMUV へのレポートの作成、確認をサポート致します。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。